

修  
正  
帝  
國  
修  
身  
訓  
高  
等  
科  
卷  
六

8  
86

K120.1  
134  
b

修 正 帝 國 修 身 訓 卷 六 高 等 科 目 次

第一課	高田屋嘉兵衛の改過	一	第十課	同 忠誠 公平 謙讓	十三
第二課	同 剛毅 果斷	二	第十一課	同 至誠 教訓	十四
第三課	同 信義一	四	第十二課	同 至誠	十六
第四課	同 信義二	五	第十三課	山田長政の立志一	十七
第五課	近藤重藏の幼時及び探檢	七	第十四課	同 立志二	十八
第六課	同 探檢	八	第十五課	同 立志三	二十
第七課	菅原道真公の祖先及び勤學	九	第十六課	日清戦争の義一	廿一
第八課	同 孝行 仁慈	十	第十七課	日清戦争の義二	廿二
第九課	同 謙遜 世務 果斷	十二	第十八課	日清戦争の義三	廿三

修正帝國修身

修 正 帝 國 修 身 訓



修正帝國修身訓 卷六 高等科

第一課

高田屋嘉兵衛の改過

高田屋嘉兵衛は、淡路に生れたる人にて、勇氣と、膽力とに富み、一たび、斯くと、思ひたちしことは、しとげねば、止まざりき。

嘉兵衛、幼少の折は、常に、粗暴の遊をして、屢父母に迷惑をかけ、又、他に傭はれたりしも、やもすれば、朋輩と、喧嘩して、長く、一家に止まること、能はざりけり。

或日、嘉兵衛、前非を後悔し、今より、行を改め、名を擧げんものと、兵庫に赴き、船問屋を開き、

身をくだきて、働きければ、家業、大に繁昌せり。其後、函館に、店を設け、蝦夷地の回漕を始め、厚岸に泊りし折、幕府の役人、近藤重藏に逢ひ、擇捉航海を託せられて、御用船頭となりぬ。

さて、此航海は、名高き難處なれば、嘉兵衛は、種々、心を盡して、出船せしに、幸に、浪穩かにして、無事に著しければ、委しく見分して、之を復命せり。後、一旦、兵庫に歸り、種々の品を携へて、また、蝦夷に渡り、重藏に従ひ、再び擇捉に航し、多くの漁場を開きて、夷民に、其業を教へけり。

第二課 同 剛毅 果斷

或年、露國、使を我國に遣はし、修交を求めけるが、我、之を拒みしに、使臣は、國命を遂げざるを憂へて、死しければ、其船、千島に、亂暴しけり。

其後、露國、測量の爲め、國後くわいごに來たりしを、我守兵は、前の亂暴を怒り、艦長を捕へて、入獄せしめしに、艦員は、其生死の程を、知らざれば、日本船を捕へて、之を審にせんと、待ち構へたり。

かくとも知らず、嘉兵衛は、國後に、船を寄せけるに、露艦、鐵砲打ちかけ、其船を要し、嘉兵衛

を、艦内に、連れ行き、銃劔ひらめかして、勢を示したれど、嘉兵衛は、膽力、すぐれし者なれば、少しも臆せずして、副長の前に、到りしに、言語は、あ



仲坂

からねど、艦長の生死を問ふものゝ如くなれば、嘉兵衛、手真以して、其恙なきことを示したれど、副長、信ぜずして、嘉兵衛、及び、數人の水夫を連れて、歸國せんとせり。

嘉兵衛、去るに臨み、書を國後の役所に上りて、某、露人の爲に、おびやかされ、恥を忍びて、彼國に赴くも、誓て、二心を懷かず、一身をすて、兩國の葛藤を解かん」と、申し述べ、又、残りの水夫に、是までの勞を謝し、且つ、後の事共を言ひ含め、悠々として、露艦にぞ、乗込みける。

第三課 同 信義一

副長は、嘉兵衛の氣象に感じて、常に、坐卧を共にしたりければ、艦員は、皆、尊敬して、大將と呼べり。やがて、カムサッカに著きけるが、嘉兵衛、露語を知らざりければ、互の意志を通じ難しとて、日夜、之を學びて、漸く、通ずるに至れり。

嘉兵衛、既に、露語に通じければ、副長に、我國の艦長を捕へしは、千島に、亂暴せる者ありしによれり。されば、艦長を取り戻さんには、謝罪することよけれ。と、いひければ、副長、始て、事情

を知り、大に喜びて、此事を、總督に上申しけり。會、二人の水夫、病死しけるに、副長は、「露僧をして、葬禮を行はしめん」と、云ひしかど、嘉兵衛、「葬祭は、各國法あれば、余、自ら、營むべし」とて、手づから、棺を造り、經を讀みて、あつく葬りしかば、露人、其國俗を重んずるに、感じあへり。

或日、嘉兵衛、副長に向ひ、「我水夫の死する者、此の如し、我、亦、病あり。今にして、早く、兩國の葛藤を解かずんば、悔ゆるとも、及ぶなけん」と、いひければ、副長、深く、其言を然りとし、「予、日なら

ず、御身と、共に貴國に赴きて、事を謀らん」と、いへり。嘉兵衛、是に於て、大に喜び、禮服を著け、刀を帶び、威儀を正して、「斯くあらば、兩國の幸福、之に過ぎじ」と、謝辭を述べけるに、副長は、其禮の厚きに感じ、「必ず、言を食まじ」と、誓ひけり。

其後、出帆して、國後に著きけるに、副長は、嘉兵衛を、艦内に留め、二人の水夫を、役所に遣し、日を期して、艦長の様子を聞かしめんとしければ、嘉兵衛、深く、決する所あり。水夫に、「是までの事柄を、委しく、役人に語れ」と、いひ含めぬ。

第四課 同 信義二

嘉兵衛は、水夫の去るを見て、眼を怒らし、副長に迫り、「足下と親むこと、一年餘、互に、相信じて、兩國の平和を謀りしに、今に至りて、無智の水夫に、大事を委せ、余を艦内に留むるは、疑ふにも、程ことあれ。余は、日本男子なり。足下と、死を決せん。」と、刀の鯉口、くつろげて、差寄りければ、副長、色を失ひ、「御身、上陸せんとならば、上陸せられよ。されど、艦長を取り戻すを得ずば、余は、死あらんのみ。」と、いひければ、嘉兵衛、色解け、

「余も、此事ならずは、何の面目ありて、天下に立

たんや。」とて、上陸しぬ。

翌日、嘉兵衛、松前奉行の意を傳へて、先に、露人の千島を暴掠せしは、露國政府の、與り知らざる旨の状を、幕府に送るべし。」と、いへ



ば、副長は、直に、請書を差出して、歸國せり。

既にして、露艦は、函館に來たり、政府の辨明

書を奉行に渡して、會見せんとしけるに、其禮式に就き、異議を生じければ、嘉兵衛、大に之を憂へて、彼我の間を往來し、互に譲り合ひて、首尾よく、其會見を終へしかば、年來の紛議、是に於て、始て解け、艦長以下、皆放還せられけり。

かくて、嘉兵衛は、衣服・酒・烟草等を、露艦に贈りて、其勞を慰めしに、露艦も、亦種々の品物を贈りしかども、一も受けざりければ、露人は、深く、其廉潔に感じけり。其後、嘉兵衛は、幕府より、金幣を賜はりて、其功を賞せられたりき。

第五課 近藤重藏の幼時及び探檢

近藤重藏は、江戸の人なり。幼より穎敏にして、深く學問を好み、自ら思ふよし、苟も侍と生れて、文武の兩道に、達せざるは、大なる恥辱なり。と、日夜、油斷なく、勉強しけり。

露人、蝦夷を侵しければ、幕府、此がために、防備の計を講ぜしめしに、寛政九年、重藏、書を上り、自ら奮て、彼地に行かんことを請へり。

其後、幕府、目付、渡邊久藏等を、蝦夷に遣さんとせし時、豫ての願により、重藏をも、加へけれ



ば、重藏、大に悦び、久藏等と、共に行き、諸處を巡檢せしが、尚ほ、北方を探檢せんとして、一行に別れ、國後より、遠く、擇捉に渡れり。

かくて、歸路、蝦夷の東部を探檢しける中、たましく、十二月の末にて、寒氣、殊にはげしく、大河は、氷はりつめ、大木の立ちながら、凍りあれたるもありき。重藏、かゝる間を通りて、有珠にかへりつきたる時、幕府より、呼び戻しの命ありければ、直に、江戸に歸りしに、厚く、其勞を賞せられて、勘定役に、進みたりき。

第六課 同 探檢

幕府は、重藏等の復命により、北海、防備の、忽にすべからざるを覺り、江戸に、總取締を置き、更に、重藏等を、蝦夷に出張せしめ、共に、力を併せて、千島を經營せしめたり。

さて、重藏、厚岸に到り、擇捉に渡らんとせしに、其海、浪あらくして、渡航に、なやめる折から、高田屋嘉兵衛の、航海に、くはしきを聞き、之を舉げて、御用船頭となしぬ。

其後、重藏は、嘉兵衛と、共に、危難を冒して、擇

捉に航し、諸の捉等を定め、又、漁場を開きて、大に、漁方を改良したり。

是より先、露人、此地に來たり、恣に、十字架を建て、領地のしるしとせしかば、重藏、大に怒り、之を抜きて、木標を建



て、天長地久大日本國」と大書し、明に、我領地たるを示し、は、其功、大なりといふべし。

かくて、重藏、利尻島に到りて、露人、亂暴の跡を巡視し、夫より、樺太に渡り、詳に、露國の事情を取調べて、江戸に歸りければ、將軍家齊、謁をたまひて、多年の勤勞を、賞せられき。

是より、幕府、益、北邊の防備を嚴にして、外國の侮を受くるを、免れしのみならず、漸く、蝦夷、拓殖の緒に就きしは、畢竟、當年、重藏が探檢の功に、よらずは、あらざるなり。

第七課 菅原道真公の祖先及び勤學

菅原道真公は、是善卿の子にて、其先は、天穗<sup>あまのほ</sup>日命<sup>ひのみこと</sup>に出でたり。命の後胤、野見宿禰は、垂仁天皇の時、埴輪<sup>はにわ</sup>を作りて、殉死する者に、代へんと乞ひ奉りしに、天皇よみして、之を用ひたまひ、大に宿禰を賞せられて、土師<sup>しのかみ</sup>臣の姓を賜はらせたまひき。

是善卿は、宿禰十六世の孫にて、學徳共に高く、文章博士<sup>もんじはくし</sup>より進みて諸國の國司に補せられ、位は、從三位に昇り、著書も亦頗る多く、文徳

實録の勅撰には、卿もあづかりたり。

道真公、幼名を阿呼といひ、漸く成長するに及び、他の兒童と異なりて、才智勝れ、深く學問を好みければ、父の卿、大に悦び、我家を興さんば、此兒にありと、期したりけり。

かくて、公、六歳の頃より、島田忠臣に學びて、怠らざりしかば、十一歳の頃には、大人も及ばぬ程に上達し、又、巧に詩文をも作りたり。かく天才のすぐれたるがうへに、時を惜みて勤めければ、學業いよく進みたりき。

第八課 同 孝行 仁慈

道真公、年十九にして、文章生に擧げられ、當時、公の學問に、及ぶ者なき程なりしかど、公は、足れりとせず、尚ほ、深くも、きはめ、且つは、其暇に、弓馬の術をも、修めたり。

公、ある時、都、良香のもとに、いたりしに、折ふし、門人相集りて、弓を射けるが、公を見て、學問こそ、深けれ、射術は、拙かるべし。射しめて、あらは、ッやとて、強ひければ、公、いなみかねて、やがて射けるに、百發、百中してければ、一座の人々、

驚き感じ合へり。

其後、公は、次第に重き役に、進みけるに、深く、公を慈まれし母君は、なくなりて、篤く、公に教へられし父君も、なくなりければ、「父無くば、何をか恃まん。母無くば、何をか怙まん」とて、いたく嘆きたりき。

朝廷、或時、公が詩を徴したまひしに、公は、「臣、儒者の家に生れながら、貴き官位に登りしことは、悉く、父祖の餘慶の他ならぬに、父祖の文を彰はさんともせて、己が詩ばかり、上らんは、

子として、忍び難き所なり。と奏して、己が詩文を、父祖の集に副へて上れり。

仁和二年、公、讃岐の國司に任ぜられしに、國內を巡りて、民情を察し、深く、心を政事に盡しければ、民に、無實の罪を被る者なく、貧民の路頭に、迷ふ者もなかりけり。又、厚く、教化を布きければ、民俗、益あつくして、道に遺ちたるを、拾はざるに至りぬ。

されば、國內の人々、公の仁政に感じて、慕ひ敬ふこと、赤子の慈母を見るが如くなりき。

第九課 同 謙遜 世務 果斷

道真公、國司の任はて、京に歸られしに、程なく、宇多天皇、公を藏人頭くらうどのかみに任じたまひしに、公、この官は、門地、高き人ならでは、任ぜられし例なし。臣の當る所にあらず。とて、固く、辭し奉りしかど、天皇、許させたまはざりき。

公は、朝廷の信任、かく、厚かりければ、尋で、春宮亮はるのみつらに任ぜられて、特に、春宮の御指導を承り、又、勅を受けて、類聚國史を編し、寛平四年、功成りて、之を上れり。

公遣唐大使を命ぜられしに、此時唐に大亂ある由を聞き、かくては、入唐するも、使命を果すこと能はざるべし。然らば、實に、國家の大事なり。願はくは、使を廢せられたし。是れ、臣、一身の故に、あらざるなり。」と、奏しけるに、許されぬ。或年、公、勅をうけて、囚人を調べけるが、罪の輕重を明にして、之を罰し、其疑はしき者は、懇に、後來を誡め、且つ、聖恩のかたじけなきことを諭して、放ちやりければ、囚人、皆、感泣し、皇居を拜して、立ち去りけり。

第十課 同 忠誠 公平 謙讓

宇多天皇、位を春宮とくろうに譲りたまふ。

醍醐天皇と申し奉る。或日、上皇、天皇に向はせ、道真は、學識、世に高く、最も、政事に通じ、屢朕を諫めて、政道を正しぬ。讓位の事、亦、功勞、淺からねば、道真は、朕が忠臣たるのみならず、天皇の功臣たり。宜しく、之を顯職に任じて、其功を、全うせしめ給ふべし。」と、仰せられき。

藤原すか管根ね、少内記の官を勤めをりしに、公は、其學問に、深きを知りて、侍讀に薦めけり。此頃

の學者は、其門派によりて、軋りあひしが、管根は、管門の弟子にあらざれど、其不遇を憐みて、かく薦めければ、人々、其公平を稱したり。

尋で、公、右大臣に任ぜられ、右近衛、大將を兼ねたりしが、寵あつく、官、たかくば、誹り、隨て、至らん。願はくは、臣が兼官を免ぜられんことを。と、三度、表を上りて、辭しけれど、朝恩、更に、隆んにして、許されざりしかば、この上は、只、一死もて、君恩に、酬い奉らん。とぞ、覺悟したりける。

或時、上皇、天皇に、「道真は、年高く、才徳、兼

ね備り、天下の望む所なれば、關白に舉げたまへ。」と、仰せければ、此旨を詔らせたまひしに、公は、天恩の忝きに感泣したれども、現職すら、身に餘れる上に、藤原氏を超えて、其職に就かんことは、禍の端なり。とて、固く辭し奉れり。

此時、藤原、時平、左大臣なりしが、深く、公の人望たかきを嫉み、源光<sup>ひかる</sup>、藤原、管根等と謀り、讒をかまへ、屢、あしざまに、上奏しけり。天皇、初の程は、信じたまはざりしも、衆口、金ヲ鏢カス。とかや。遂に、公を太宰、權、帥に、貶したまへり。

第十一課 同 至誠 教訓

道真公、忠誠を盡しながら、忽ち讒者の爲に、不忠の名を蒙りければ、悲みに堪へざりしを、宇多法皇、聞召して歎かせ、いかにもして、救ひたまはんと。急ぎ參られけるに、管根等、宮門を固めて、通し奉らざりければ、天皇への御對顔、叶はで、泣く／＼、還らせたまひけり。

されば、公は無罪をいひとくに由なく、延喜元年、都を立ち出で、遠き筑紫に下りけり。此時、年稍長ぜし公きえ達は、皆離れ／＼に流されて、

幼き子女のみど、公に従はれける。

海山、遠くへだつれど、日數かさなりて、太宰府の館に、著きけるに、柱傾き、壁破れて、雨風さへ、支へかぬる様なれども、公は、露、怨まるゝ色もなく、常に、端坐して、讀書し、或は、詩歌を作りて、情を慰め、時々、教訓を、子女に垂れたりき。

或時、公は、子女を近く呼び、昔、南淵大納言の子は、奢りし爲に、零落し、終には、賤しき群に入りてけり。又、參議山蔭卿も、驕りければ、家傾きて、其女は、琴を弾きて、食を門に乞へるなど、淺



まじかりき。されば、榮華は、凡て、身を亡ぼす基なり。など、詩を作りて、教へたりき。

公、謫居中、詠みける歌、多き中に、月明なる夜、海ならすたゝふる水の底までも

きよき心は月どてらさん

と、詠みて、其赤心をあらはし、又、或時、

心だにまことの道にかなひなば

いのらずとても神やまもらん

と、詠みたるを見ても、公が、正義・至誠の心は、知らるべく、げに、末代までの、教訓どかし。

第十二課 同 至誠

道真公が、筑紫に下りしは、春の頃なりしを、光陰、矢の如く、いつしか、秋の半になりけるに、公、思へば、「去年の今日の頃、清凉殿に侍せし時、秋思の詩を上りしを、獻感遊ばして、御衣をど賜はりし。」とて、君を思ふの情に堪へず、一詩を作りけり。讀む者、涙を催さざるはなし。

去年、今夜侍、清凉、秋思、詩篇獨斷、腸、

恩賜、御衣今在、此、捧持、毎日拜、餘香、

公、延喜二年の秋の頃より、心地、例ならざり



安樂寺に葬りけり。今、神廟の在る處なり。

しに、翌年の  
二月二十五  
日といふに、  
年五十九に  
て、終にはか  
なくなりけ  
れば、人々、深  
く、歎き哀み  
しが、やがて、

「天、忠孝ニ祚ス。」公が忠孝は、天性に出で、至誠、鬼神を感ぜしむる程なれば、天道いかでか、公を助けざるべきやがて、天皇、悔いさせられ、公が官を復して、正二位に進め、先に流されし公達をも、皆、赦させたまへり。

後、一條天皇、公に、左大臣正一位を贈らせられ、尋で、太政大臣を授けたまふ。又、堀河天皇の御時、天満宮の廟名を賜はりしに、世の人、公の高徳を尊びて、今は、如何なる村里も、祠を建て、公の靈を祀らざるはなし。

第十三課 山田長政の立志一

山田長政は、通稱を仁左衛門といひ、人と爲り、長け高く、眼光、鋭くして、膽力あり。商家に生れたれども、武士とならん志あれば、常に、軍書を讀み、劍術を習ひたり。

年、長じて、駿府城代、大久保某の中間となりしかど、熟、前途を考ふるに、「斯る太平の世にて、功名を立てんこと、思ひもよらず。寧ろ、海外に渡航して、大功を立てんには若かじ」と、決心せり。志を立ツルコト、勇猛ナルベシ。とは、是なり。

此頃、駿府に瀧某、太田某といふ二人あり。年、臺灣に渡りて、貿易を爲し、が、長政、一日、之を訪ひて、同行を乞ひしも、聞かれざりければ、密に、大阪に行きて、二人の持船に、隠れ乗りぬ。二人は、之を知らず、やがて、大阪を乗り出て、沖邊、遙に、漕ぎ出でてしに、長政、突然、積荷の間、より、顯はれて、只管、同行を乞ひしかば、二人は、餘儀なく、之を許し、日數を経て、臺灣に著きけり。長政、偶、暹羅國、亂ると聞き、力を伸べんは、此時なりとて、更に、奮て、暹羅に渡れり。

第十四課 山田長政の立志ニ

かくて、長政は、暹羅に上陸し、其都に赴きて、戦争の有様を探りしに、六昆國と戦ひ、屢、敗れて、亡滅も近づきたらん様なり。されば國王も、大に憂へて、群臣と評議しけり。

時に、一大臣、王に申すよ、「日本人に、山田長政と云ふものあり。一日、我兵の調練を見て、かく亂れたる紀律にては、勝つべきいはれなし」といへり。臣、思ふに、長政は、軍事に、委しきものならん、宜しく、之を用ひたまふべし」と、云ひけり。

れば、國王、直に長政を召して、計を問ふに、長政、策を獻じければ、擢んで、上將軍に任じたり。

是に於て、長政、豫ねて、居留せる日本人を集め、且つ、土兵を加へて、新に、二千餘人の軍隊を編成し、日本の援兵、來たると稱し、六昆の軍と戦ひて、大に、之を破りけり。



六昆王、敗を聞き、大に怒り、更に、十萬の大兵

を以て、攻め來しに、長政いふ、「大兵、新に來たる、奇計を用ひざるべからず。」とて、兵を伏せて、敵を誘ひ、包み撃ちて、大に之を破り、逃ぐるを追ひて、其國に攻め入り、王を擒にして、凱旋しければ、暹羅王、喜ぶこと限りなく、厚く、軍隊を賞し、殊に、長政に、高位・大祿を賜はりぬ。

其後、長政、また、呂宋の軍を破りけるに、王、遂に、大臣に任じ、尋て、逸比留國の大守として、諸侯に、列せられしかば、一たび行きて、其國を治め、後、都に歸りて、國政に與りたり。

第十五課 山田長政の立志三

其後、長政、暹羅國の政を、とり行ひしに、國內、善く治りければ、其名、遠近に隠れなかりしかど、我國の人は、絶えて、之を知らざりき。

此頃、瀧・太田の二人、交易の爲に、暹羅に到りし時、忽に、使者、來たりて、「我君、謁見を賜はる由なり。いざ、導き參らせん。」といふ、二人、何事かは、知らねども、導かれしに、殿内、金珠の光、まばゆく、正坐の貴人、冠服、いかめしかりければ、怖れて、仰ぎ見かねて、どまかり出でける。

やがて、山海の珍味をもてなされければ、二人、益々怪みけるに、此夜、突然、貴人、訪ひ來たりて、久濶の情を陳べければ、二人、始て、其長政なるを知れり。尚ほ二人に、厚く物を與へ、後、我國より、暹羅に到る商人をば、能く保護したり。長政、匹夫より起りて、身、既に富貴なりしかど、父母の國を、思ふこと篤く、嘗て、駿府淺間神社に、祈りしことありければ、戦艦を圖して、額とし、遙に寄せて、其神社に納め、又、方物を幕府に上りて、恭順の意を表しぬ。

第十六課 日清戦争の義一

朝鮮は、古より、我國と交通せしが、中ごろ、清國の附屬たる姿なりければ、我國は、此と對等の條約を結びて、獨立の國たらしめぬ。

明治廿七年、朝鮮に、暴徒起りけるが、朝鮮政府、其鎮撫に、なやみしかば、清國は、己が野心を遂げんとて、暴徒を鎮むるを名とし、朝鮮政府に説きて、其兵を貸したり。

先きに、清國は、我國と、朝鮮に、兵を出だす時は、互に、通知すべきことを、約しければ、此時、出

兵の通知ありき。されば、我國も、居留民を保護せんとして、兵を出だして、之を、清國に通知しぬ。朝鮮の治亂は、東洋の平和に、大關係あるを、もて、我國は、其獨立を、全くせしめんとて、清國に謀りしに、之を拒みければ、我、獨力もて、事に當らんとせしに、清國は、種々に、之を妨げたり。彼振舞は、すべて、平和を害することなれば、我政府は、清國駐劄の公使、并に、領事に令して、歸朝せしめけるに、清國、亦、我國、在留の官吏を、引拂はしめ、日清の交誼、是に於て、破れたり。

第十七課 日清戦争の義二

日清の平和、既に破れければ、清國は、陸に、海に、頻に、兵を出だして、戦争の準備をなし、かば、我國も、亦、兵を出だして、之に備へたり。

去る程に、我、吉野・浪速・秋津洲の三艦、豊島沖を進航しけるに、清艦、濟遠・廣乙に會したり。此時、未だ戦の開けたるにあらねば、我は、國際法を重んじて、敬禮せんとせしに、彼は、應ぜざるのみか、忽ち、發砲して、戦端を開きければ、我、直に、之を撃ちけるに、敵は、敗れて逃げ去りぬ。

これより先、朝鮮國王は、清兵を追ひ拂ふべき事を、我に依頼したりければ、京城、屯在の我兵は、一舉して、成歡、牙山等に屯集せる清兵を、うち攘ひてけり。

此報、清國政府に達しければ、清國皇帝は、更に、大兵を朝鮮に出だし、且つ、日本追討の詔を下したり。されば、我、天皇陛下に於かせられども、亦、宣戦の大詔を下したまひければ、政府は、訂盟各國に向うて、此旨を通じけるに、各國皆、局外中立を守るべき旨を通じ來たれり。

第十八課 日清戦争の義三

かくて、我軍は、陸には、平壤に、金州に、海には、黄海の大合戦あり。海陸、合撃には、旅順口の大攻撃等に至るまで、大小、數十回、向ふ所、前なく、戦ふ所、勝たざるなく、將に、大舉して、北京を屠らんとせしに、清國は、や、力つき、勢屈し、遂に、張蔭桓を欽差大臣とし、來たりて、和を議せしむ。我、天皇陛下、總理大臣伊藤博文、外務大臣陸奥宗光を、全權辨理大臣に任ぜしに、張蔭桓の資格、不十分なりしかば、之が談判を拒絶せり。



尋て、清國は、李鴻章を遣はし、かば、我、全權大臣は、下、關に於て、談判を開き、會見、數次の後、遂に、遼東半島、及び、臺灣島、澎湖列島を割讓し、償金二億兩を納むることを約して、歸國せしめたり。後、我國は、好意を以て、遼東半島を還したりき。

是に於て、日清の平和、回復して、舊交を温め、今は、善隣の交誼、ますます、深し。

終

### 正帝國修身訓高等科

明治廿二年十二月四日發行  
 明治廿三年二月十一日訂正再版發行  
 明治廿四年三月九日修正三版發行  
 明治廿四年八月二十日修正四版印刷  
 明治廿四年八月廿三日發行

定價	
一卷金	八錢二分
三卷金	九錢四分
五卷金	六錢四分
七卷金	八錢四分

### 著作權所有

編者

發行兼印刷者

代表者

印刷所

## 學海指針社

株式會社 集英堂

小林清一郎

株式會社 集英堂活版所

東京市日本橋區通旅籠町十一番地

東京市淺草區老松町三番地

東京市神田區柳原河岸十二號地

修正帝國修身訓  
高等科  
卷七

8  
86

K120.1  
134  
7